

荒川（上流域）流域治水協議会 規約改正について

《変更概要》

流域での対策の検討に向けた関係機関の連携強化のため、以下の機関を構成員に追加する。

- ・ 水田、農業ため池等の活用等：山形県 農林水産部 農村整備課
- ・ 治山事業、森林整備事業：林野庁 東北森林管理局 置賜森林管理署、
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課、
(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター
- ・ 水害リスクの低い土地への居住誘導：山形県 県土整備部 都市計画課、同 建築住宅課
- ・ 下水道事業（雨水幹線整備、下水道施設耐水化）：山形県 県土整備部 下水道課

【改正箇所新旧対比表】

規約本文

改正前	改正後
(附則) 本規約は、令和2年9月28日から施行する。	(附則) 【変更】 本規約は、令和2年9月28日から施行する。 令和3年2月19日改正

別表 構成員

改正前		改正後	
機関名	代表者	機関名	代表者
(委員) 小国町 気象庁 山形地方气象台 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 国土交通省 北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 山形県 県土整備部 河川課 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 山形県 置賜総合支庁 山形県 置賜総合支庁	町長 台長 事務所長 事務所長 防災危機管理課長 河川課長 砂防・災害対策課長 総務企画部長 建設部長	(委員) 小国町 気象庁 山形地方气象台 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 国土交通省 北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 林野庁東北森林管理局 置賜森林管理署 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 山形水源林整備事務所 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 山形県 農林水産部 農村整備課 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 山形県 県土整備部 都市計画課 山形県 県土整備部 下水道課 山形県 県土整備部 河川課 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 山形県 県土整備部 建築住宅課 山形県 置賜総合支庁 山形県 置賜総合支庁	町長 台長 事務所長 事務所長 置賜森林管理署長 所長 防災危機管理課長 農村整備課長 森林ノミクス推進課長 都市計画課長 下水道課長 河川課長 砂防・災害対策課長 建築住宅課長 総務企画部長 建設部長

※ 第2回荒川（上流域）流域治水協議会（書面開催）の結果、全会一致で承認されました。
(令和3年2月19日改正)